

たつの市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

令和6年6月28日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、市民の誰もが被害者にも行為者にもならないよう、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、人権侵害のない社会づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による他人の権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なモラルを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑止するための施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるものとする。

(連携協力)

第5条 市は、第3条の施策を円滑に実施するため、国、兵庫県その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。

- 2 市は、青少年に対する第3条の施策を実施する際には、学校その他の教育機関と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民の年齢や立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する研修会等の開催、教材等の紹介及び情報提供
- (2) 被害者の心理的負担の軽減や不利益を解消するために必要な情報提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介並びに相談をする者が安心して相談しやすい環境づくり等を行う相談支援体制の整備
- (3) 行為者を対象とした誹謗中傷等を抑止するために必要な情報提供及び指導
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策
(市民への啓発)

第7条 市は、この条例の趣旨にのっとり、誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する市民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。